

公益社団法人日本アメリカンフットボール協会 日本代表チーム編成規程

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人日本アメリカンフットボール協会（以下「JAF A」という。）が国際試合に派遣する日本代表チームの編成に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（日本代表チーム編成における基本方針）

第2条 日本代表チームの編成においては、日本国内における競技での実績の他に、国際試合特有の条件として掲げられる、登録選手数が少ないこと、短期間で多くの試合があること、体格に勝る外国選手との戦いに耐えられる体力を有すること等を選手の選考に当たって考慮するものとする。また、コーチングスタッフの選考に当たっては、国際試合の経験あるいは対戦チームに関する知識を有すること等を考慮するものとする。

（日本代表チームの種類）

第3条 JAF A の理事会が当該国際試合への参加を決議することを前提条件として、以下の国際試合に派遣する日本代表チームを編成する。

- (1) 国際アメリカンフットボール連盟（以下「IFAF」という。）主催シニア世界選手権及びアジア予選（男子）
- (2) IFAF 主催 U-19 世界選手権及びアジア予選（男子）
- (3) IFAF 主催フラッグフットボール世界選手権及びアジア予選（男子及び女子）
- (4) 国際大学スポーツ連盟主催カレッジ世界選手権及びアジア予選（男子）
- (5) その他理事会が参加を決議した国際試合

（日本代表チーム編成委員会）

第4条 日本代表チームの編成は、日本代表チーム編成委員会（以下「委員会」という。）が司る。

- 2 委員会は、JAF A 専務理事を委員長とし、強化育成委員長、指導者育成委員長を委員として構成するものとし、委員長が委員会を招集するものとする。
- 3 前項に関わらず、委員会は、委員全員の同意により必要な人材を若干名委員として加えることができる。

（監督の選任）

第5条 委員会は、日本代表チームを統括し、コーチングスタッフ及び選手を選考する責任者たる監督の候補者（以下「監督候補者」という。）を選考する。

- 2 委員会は、監督候補者の選考に当たって、該当する試合に対応する加盟競技団体の長に監督候補者の推薦を求めることができる。

- 3 委員会は、加盟競技団体の長から推薦された監督候補者候補及び自らの判断に基づいて選考した監督候補者候補について、競技実績、国際試合経験の有無や実績、日本代表チーム監督として活動できる環境にあるか否かその他の必要な事項について調査したうえで、委員全員の同意に基づき JAF A 理事会に対して監督候補者を推薦する。
- 4 日本代表チーム監督は、JAF A 理事会の決議により選任し、会長名で任命する。

(コーチングスタッフの選任及び任命)

第6条 日本代表チームのコーチングスタッフは、監督が候補者リストを作成し、委員会の委員全員の同意を得て、会長名で任命する。

- 2 監督は、コーチングスタッフ候補者リストの作成に当たっては、競技実績、国際試合経験の有無や実績、監督が目指す戦略に必要な知識・経験の有無のほか、日本代表チームコーチングスタッフとして活動できる環境にあるか否かその他の必要な事項を考慮しなければならない。

(メディカルスタッフの選任及び任命)

第7条 日本代表チームのメディカルスタッフ（ドクター及びアスレティック・トレーナー）は、委員会が、JAF A 安全対策委員長の推薦に基づき選任し、会長名で任命する。

(選手の選考)

第8条 日本代表チームの選手は、コーチングスタッフが作成したポジション毎の候補選手リストに基づき監督が日本代表候補選手リストを作成し、委員会の承認を得て、監督が任命する。

- 2 監督は、日本代表チームの選手選考に先立って、ポジション別の選手数をコーチングスタッフに伝えなければならない。
- 3 オフェンスチームの候補選手リストは、オフェンスコーディネーターが、自身を含むオフェンス担当コーチングスタッフの評価に基づき作成するものとし、前項において監督から指示のあったポジション別選手数を若干名ずつ上回る候補選手を選考し、監督に提出する。
- 4 ディフェンスチームの候補選手リストは、ディフェンスコーディネーターが、自身を含むディフェンス担当コーチングスタッフの評価に基づき作成するものとし、本条第2項において監督から指示のあったポジション別選手数を若干名ずつ上回る候補選手を選考し、監督に提出する。
- 5 スペシャルチームの候補選手リストは、スペシャルチームコーディネーターが、自身を含むスペシャルチーム担当コーチングスタッフの評価に基づき作成するものとし、本条第2項において監督から指示のあったポジション別選手数を若干名ずつ上回る候補選手を選考し、監督に提出する。
- 6 本条第3～第5項に記載された候補選手リストの作成に当たっては、日本代表選手として必要な以下の項目について評価表を作成しなければならない。

(A) 体力測定 (JISS 等の方法による数値的評価)

- A-1) 体格
- A-2) スピード (直線走)
- A-3) スピード (方向転換走)
- A-4) 跳躍力
- A-5) 上肢筋力

(B) フットボール選手として求められるものとして以下に掲げる能力

- B-1) ポジションに必要な技術
- B-2) 戦術理解力
- B-3) メンタルタフネス
- B-4) 競技実績
- B-5) プレイ可能なポジションの多様性

- 7 第6項の評価に当たって、(A)の5項目については5段階評価(最高点=5)、(B)の5項目については10段階評価(最高点=10)とする。
- 8 各コーディネーターは、第7項の評価結果(総合得点)に基づいて候補者選手リストを作成する。候補者選手リストの作成に当たっては、総合得点の上位から順に監督から指示されたポジション別選手数までの選手に、得点の近い選手及び全10項目のうち一つ以上の項目において飛びぬけて高い得点の選手を若干名加えなければならない。
- 9 各コーディネーターは、第8項の候補者リスト作成に当たって、全評価者の平均点に基づいて総合得点を計算するものとし、平均点の算定においては対象となる選手が所属するチームに直接関与する評価者(コーチ)の評価点を除外しなければならない。
- 10 監督は、各コーディネーターから提出された候補者リストに基づいて、総合的な観点から日本代表チームの候補者選手リスト(若干名の予備選手を含む。)を作成し、選手選考過程報告書とともに委員会に提出して承認を得なければならない。
- 11 委員会は、監督から提出された選手選考過程報告書に基づいて、日本代表チーム選手リストが本条第2項~第10項の定めに基づいて作成されたかどうかを確認した上で、報告書を承認することにより代表選手(予備選手を含む。)を委員全員の同意により決定する。
- 12 監督は、日本代表選手の決定後に、選手の一部に故障者等が出た場合は、当該国際大会の規定に認められた期間内において、予備選手の中から新たに日本代表選手を選考することができる。

(日本代表チーム編成メンバーの候補者から除外される者)

第9条 次の各号に掲げる行為(以下「非違行為」という。)について、当該各号に定める機関の判断によりこれを行ったと判定された者は、日本代表チーム編成メンバー(監督、コーチングスタッフ、メディカルスタッフ及び選手のことをいい、以下「メンバー」という。)の候補者から除外する。

- (1) アンチ・ドーピング規程への違反・・・アンチ・ドーピング規律パネル

- (2) 倫理懲罰規程への違反（前項に該当するものを除く。）・・・倫理懲罰委員会
- 2 メンバーの候補者から除外される期間は、前項第1号に該当する者についてはアンチ・ドーピング規定に基づいて下された制裁措置の期間とし、同第2号に該当する者については無期限とする。
- 3 委員会及び理事会は、監督候補者の選考及びメンバーの承認にあたって、非違行為について合理的な疑いがあるときは、当該候補者について承認しないことができる。

（日本代表チームの公表）

第10条 委員会は、日本代表チームの選考結果を以下の要領で公表する。

- (1) JAJFA 理事会及び加盟団体への通知
- (2) JAJFA ホームページへの掲載
- (3) プレスリリースによる公表

（非違行為に対する処分）

第11条 次の各号に掲げる行為について、当該各号に定める機関の判断によりこれを行ったと判定されたメンバーは、解任とし、会長がこれを通知する。

- (1) アンチ・ドーピング規程への違反・・・アンチ・ドーピング規律パネル
 - (2) 倫理懲罰規程への違反（前項に該当するものを除く。）・・・倫理懲罰委員会
- 2 前項の定めにかかわらず、前項第2号の非違行為を行ったメンバーが、次の各号のいずれかに該当する場合には、倫理懲罰委員会は、当該メンバーを解任に代えて無期限又は一定期間の出場停止とすることができる。
- (1) 監督等が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき。
 - (2) 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき。
- 3 前項第2号の酌量すべき情状には次の事項を含み、総合的な判断を行うものとする。
- (1) 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか。
 - (2) 故意又は過失の度合いはどの程度であったか。
 - (3) 日本代表チーム、アメリカンフットボール及び社会に与える影響はどのようなものであるか。
 - (4) 当該選手の日頃の生活・練習態度や非違行為後の対応
- 4 前2項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときには、倫理懲罰委員会は、当該メンバーの処分を解任としなければならない。
- (1) 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき。
 - (2) 非違行為を行った監督等が管理又は監督の地位にある等、その職責が特に高いとき。
 - (3) 非違行為の及ぼす影響が特に大きいとき。
 - (4) 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき。
 - (5) 懲戒処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき。

(不服申し立て等)

第12条 選考及び処分について異議のある本人は、倫理懲罰規程第11条を準用して不服申し立てをすることができる。

2 前項の定めにかかわらず、競技者等から公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して仲裁申し立てがなされた場合、当該申し立ては公益財団法人日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁規則によって解決されるものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(委任)

第14条 この規程の実施に当たり、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則 (平成28年11月12日理事会決議)

本規程は、決議の日(平成28年11月12日)より施行する。

附 則 (平成29年3月26日理事会決議)

本規程の改正は、決議の日(平成29年3月26日)より施行する。

附 則 (平成29年11月25日理事会決議)

本規程の改定は、決議の日(平成29年11月25日)より施行する。

附 則 (平成30年11月17日理事会決議)

本規程の改定は、決議の日(平成30年11月17日)より施行する。